地域包括診療料について

当院では、国策である、「地域包括ケアシステム」の目標である、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供できる体制の整備の一つとして、「地域包括診療料」の算定をおこなっております。

「地域包括診療料」は、厚生労働大臣の定める疾患を有する患者様に対し、同意を得たうえで、継続的かつ全人的な医療をおこなう主治医を決めるもので、すべての内服薬や健康管理をその主治医がおこなうものです。また、地域包括診療料を算定する月の診療における指導料や簡単な検査の費用等が包括（一定金額の支払い）されるとともに、多種類のお薬が処方される場合でも複数医師の診察を受けなくても済むというメリットもあります。

また、「地域包括診療料」を算定できる医療機関として条件が定められておりますが、当院ではこれを満たすものとして関東信越厚生局に届出をしております。

具体的には下記のとおりです。

脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病、または認知症のうち、２以上の疾患を有する患者様に対して、療養上必要な指導及び診療をおこないます。

服薬、運動、休養、栄養、喫煙、家庭での体重や血圧の計測、飲酒、その他の療養をおこなうに当たり、問題点等に係る生活面の指導については、必要に応じて当該医師の指示を受けた看護師がおこないます。

夜間や休日などに患者様または患者様のご家族様等から連絡を受けた場合は、24時間対応しており、受診の指示や、速やかな対応をおこないます。

健康相談や介護保険に係る相談や予防接種に係る相談などが可能です。

さらに、在宅医療を実施しており、訪問診療や往診に対応しております。